

草柳教授の建設契約講座

■第16条(工事用地の確保)

工事用地の確保は、建設契約の重要な要素であり、その確保がなされない限り、工事の遂行が困難となる。本条は、工事用地の確保に関する事項を規定している。

「工事用地」とは、建設契約の履行に必要な土地を指す。これは、工事の遂行に必要となる敷地、材料の搬入場所、作業場などを含む。

本条は、工事用地の確保がなされない場合、建設者が工事の遂行を中止し、損害賠償を請求する権利を有することを規定している。これは、建設契約の履行を保障するための重要な規定である。

用地取得は所有権に限らず

用地取得は所有権に限らず、占有権や賃借権等でも可能である。建設契約においては、用地の確保がなされること自体が重要であり、必ずしも所有権を取得する必要があるわけではない。

■第17条(地主の承諾)

地主の承諾は、用地取得の重要な要素である。建設者は、用地の確保に際して、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第18条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第19条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第20条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

草柳教授の建設契約講座

■第21条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第22条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

条件変更に伴う事実確認の対応

条件変更に伴う事実確認の対応は、建設契約の履行に重要な要素である。建設者は、条件変更が生じた場合、事実を確認し、適切な対応を講じる必要がある。

■第23条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第24条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第25条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第26条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第27条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。

■第28条(地主の承諾)

地主の承諾は、建設契約の履行に必要な条件である。建設者は、地主の承諾を得る必要がある。これは、地主の権利を尊重し、土地の権利関係を明確にするためである。